

< 参考文献 >

- 「地方分権推進委員会第209回審議概要(速報版)」(地方分権推進委員会事務局、1998年、
<http://www8.cao.go.jp/bunken/bunken-inkai/council/h11/209.html>)
- 「地方分権推進委員会意見 - 分権型社会の創造」(地方分権推進委員会、2000年、
<http://www8.cao.go.jp/bunken/bunken-inkai/iken/index.html>)
- 「新過疎・辺地債ハンドブック」(地方財政調査研究会編、2002年、株式会社ぎょうせい)
- 「バスはよみがえる」(秋山哲男・中村文彦編、2000年、株式会社日本評論社)
- 「新版 逐条地方自治法」(松本英昭著、2001年、学陽書房)
- 「法令用語辞典<八次改訂版>」(吉国一郎・角田禮次郎・茂串俊・味村治・工藤敦夫・
大出峻郎・大森政輔・津野修共著、2003年、学陽書房)
- 「地方財政法逐条解説〔四訂〕」(石原信雄著、1994年、株式会社ぎょうせい)
- 「改訂 地方公営企業法逐条解説」(関根則之著、1998年、財団法人地方財務協会)
- 「四訂 地方財政小辞典」(石原信雄・嶋津昭監修、横田光雄・斉藤恒孝・益本圭太郎編、
1998年、株式会社ぎょうせい)
- 「公営企業の経理の手引」(地方公営企業制度研究会編、2003年、財団法人地方財務協会)
- 「独立行政法人制度の解説」(独立行政法人制度研究会編、2003年、第一法規出版株式会社)

< 関係条文 >

道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（目的）

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営もうとする一般旅客自動車運送事業の種別

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（許可基準）

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（禁止行為）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

(事業の管理の受委託)

第三十五条 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、受託者が当該事業を管理するのに適している者であるかどうかを審査して、これをしなければならない。

(使用等の届出)

第七十八条 事業用自動車以外の自動車(以下「自家用自動車」という。)であつて貨物の輸送の用に供するもの(最大積載量が国土交通省令で定めるトン数以上であるものに限る。以下「届出対象自家用貨物自動車」という。)を使用しようとする者は、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出対象自家用貨物自動車を使用する者が、届出をした事項を変更しようとするとき(次項の規定により届出をすべきときを除く。)も同様とする。

2 届出対象自家用貨物自動車を使用する者は、届出対象自家用貨物自動車の使用を廃止したとき、又は前項の届出に係る自動車が改造により届出対象自家用貨物自動車でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(共同使用の許可)

第七十九条 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の共同使用の様態が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第八十条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

3 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

道路運送法施行規則(昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号)

(有償運送の許可申請)

第五十条 法第八十条第一項の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送需要者

三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量

四 運送しようとする期日又は期間

五 運送しようとする区間

六 有償運送を必要とする理由

2 前項の規定にかかわらず、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、地方公共団体が法第八十条第一項の許可を受けて自家用自動車を用いて乗合旅客の運送を行うことに関し、地域協議会において協議が調つている場合にあつては、当該地方公共団体は、次の事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 地方公共団体の名称

二 運送の開始予定日

三 運送しようとする区域

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年三月三十一日法律第十五号)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

- 七 公民館その他の集会施設
 - 八 消防施設
 - 九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
 - 十 保育所及び児童館
 - 十一 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
 - 十二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
 - 十三 地域文化の振興等を図るための施設
 - 十四 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 2 市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年三月三十一日政令第百七十五号）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

- 第六条 法第十二条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人
 - 二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人
- 2 法第十二条第一項第一号の政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。
- 一 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）農道、林道及び漁港関連道
 - 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村道
 - 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
 - 四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道
- 3 法第十二条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。
- 4 法第十二条第一項第十四号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項の市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。
- 5 法第十二条第一項第十五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 林業用として継続的な使用に供される作業路
 - 二 農業（畜産業を含む。）林業又は漁業の経営の近代化のための施設
 - 三 商店街振興のために必要な共同利用施設
 - 四 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
 - 五 除雪機械
 - 六 簡易水道施設
 - 七 市町村保健センター及び母子健康センター
 - 八 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった学校給食の実施に必要な施設及び設備
 - 九 小規模な公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの（当該改築に係る建築計画が教育の充実を図るため必要な教室の構造の整備に関する事項を含むものに限る。）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

〔昭和三十七年四月二十五日法律第八十八号〕

（定義）

- 第二条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。
- 2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- 一 電灯用電気供給施設
- 二 道路及び渡船施設
- 三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舍
- 四 診療施設
- 五 飲用水供給施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令

(昭和三十七年七月十八日政令第三百一号)

(法第二条第二項第六号の施設)

第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信に関する施設
- 二 農道及び林道(常時公共の用に供するものに限る。)
- 三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及びその他の職員のための住宅
- 四 学校給食の実施に必要な施設及び設備
- 五 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設
- 六 公民館その他の集会施設
- 七 保育所及び児童館
- 八 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 九 母子健康センター
- 十 下水処理のための施設
- 十一 消防施設
- 十二 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)
- 十三 除雪機械
- 十四 農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設
- 十五 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設で総務省令で定めるもの
- 十六 地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設で総務省令で定めるもの
- 十七 観光又はレクリエーションに関する施設

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

〔地方公共団体の法人格とその事務〕

第二条

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

〔公営企業の特例〕

第二百六十三条 普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令（昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号）

（公営企業）

第十二条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（地方公営企業の設置）

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（地方自治法等の特例）

第六条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九号）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に対する特例を定めるものとする。

（管理者の設置）

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

（特別会計）

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計

又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(予算)

第二十四条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

3 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(職員の労働関係の特例)

第三十六条 企業職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定めるところによる。

地方公営企業法施行令(昭和二十七年九月三日政令第四百三号)

(法の適用)

第一条 地方公共団体は、地方公営企業法(以下「法」という。)第二条第二項の規定により同項に規定する財務規定等(以下「財務規定等」という。)が適用される病院事業について、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。))にあつては、規約。以下この条において同じ。)で定めるところにより、財務規定等を除く法の規定を、条例で定める日から適用することができる。

2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

中央省庁等改革基本法(平成十年六月十二日法律第百三号)

(独立行政法人)

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

(法令による規律)

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度

の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

- 2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。
- 3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣（次条において「所管大臣」という。）が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

（運営の基本）

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

- 一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標（次号において「中期目標」という。）を設定するものとする。
- 二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画（第七号において「年度計画」という。）を策定し、実施するものとする。
- 三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた用途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとする。
- 四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。
- 五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。
- 六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇について、当該職員の業績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。
- 七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他その組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。
- 八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

（目的等）

- 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。